

2021年8月17日

学生各位

学生生活支援課長

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害及び
令和3年8月11日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域の
世帯・学生に対する給付奨学金家計急変採用
及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

標記につきまして、日本学生支援機構から通知がありました。

当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者については、給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急・応急採用に申し込むことができることがあります。

つきましては、下記事項を参照の上、学生生活支援課⑩番窓口奨学金担当まで申し出てください。

記

1. 適用地域

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害（法適用日：令和3年8月10日）

【青森県】むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

令和3年8月11日からの大雨による災害（法適用日：令和3年8月12日、13日）

【広島県】

安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市（全区）

【佐賀県】

武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【福岡県】

久留米市

【島根県】

江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

※適用地域は、順次追加されることがあります。

2. 適用地域の準用

上記近隣地域で、同等の災害にかかった学生、及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯主をもつ学生についても、適用地域に準じて取り扱うものとする

3. 申出先

学生生活支援課 奨学金担当

以上

対象地域の拡大

令和3年8月11日からの大雨による災害

(法令適用日：令和3年8月15日)

【福岡県】

八女市、みやま市

【長野県】

岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町

【長崎県】

雲仙市、南島原市